



日米欧・三極共通出願様式について

特許庁特許審査第一部 調整課 審査基準室 永田 和彦

1. はじめに

2007年11月、日米欧三極特許庁は、明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面、要約書）の共通出願様式について最終合意しました。ここでは、その内容についてご紹介したいと思います。

2. 「共通出願様式」とは

複数の国に出願する場合、各国で定められた様式に従って、それぞれ明細書等を作成する必要があります。先の出願を優先権主張の基礎として、先の出願とは異なる国に出願する場合には、先の出願の明細書等を、異なる様式に従って書き換えなければならない場合が生じます。

ここで、各国いずれの特許庁にも出願することができる共通化された様式（共通出願様式、Common Application Format）があれば、出願人が各国特許庁に

出願する際に、この共通出願様式を用いて出願することにより、明細書等を各国の様式に書き換える必要がなくなります（図1は、そのイメージを示しています）。

これが、明細書等の共通出願様式を確立する目的であり、共通出願様式が確立されることによって、各庁に出願する出願人の利便性向上、コスト削減が期待されます。

図2は、日米欧三極特許庁の特許出願件数（2006年）を示しています。三極全体での年間出願件数は約97万件（JPO：約41万件、USPTO：約43万件、EPO：約14万件）です。そのうち、約24万件が他の2極の出願人からの出願となっています（例えば、日本の出願人は、USPTOに約7.7万件、EPOに約2.2万件の出願をしています）。

これらの出願が、自国にも出願しているとする、三極間で、約24万件の出願の重複が存在することになりますが、日米欧三極特許庁で明細書等の様式が共通化されると、この重複出願についての明細書等の作成の手間が軽減されるといえます。

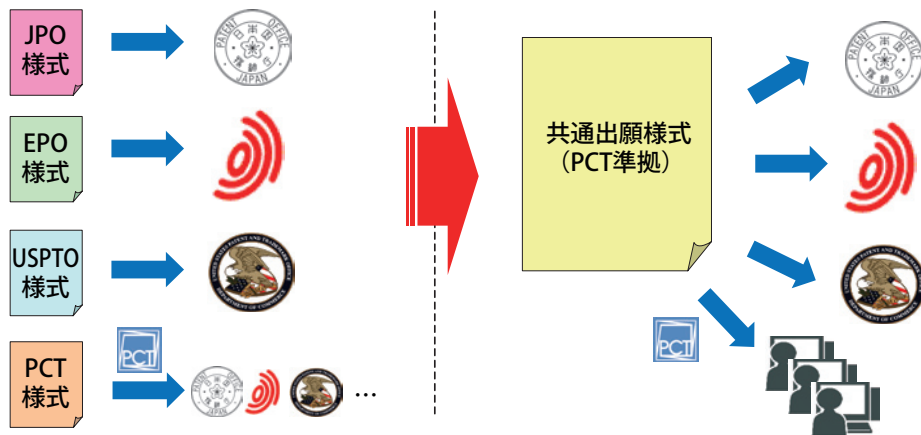


図1 現状と出願様式共通化後のイメージ

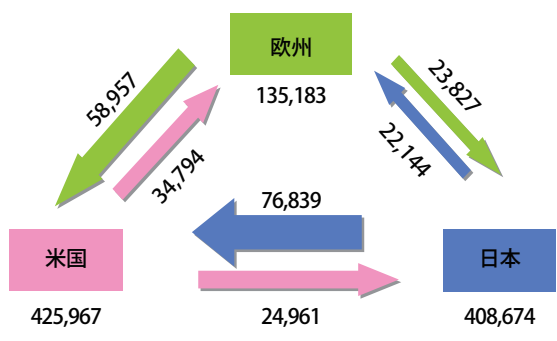


図2 日米欧の特許出願件数 (2006年)
(出典：各庁年報・ホームページ)

3. 三極特許庁における議論の経緯

三極ユーザー団体の要望を受け、2005年11月の三極特許庁会合において、三極共通出願様式作業部会の設立が合意されました。

2年間計6回にわたる作業部会 (WIPOもオブザーバとして参加) では、我が庁が議長を務め、検討が行われました。

第4回作業部会 (2007年3月、東京) は、三極会合では初の試みとして、三極ユーザー団体 (JIPA, JPAA, AIPLA, IPO, BUSINESSEUROPE, epi) 代表の参加を得て開催されました。その結果、共通出願様式の合意案が作成されました。その後、三極特許庁は三極ユーザー団体とともに模擬的案件を用いて試行を実施しました。この試行では、三極ユーザー団体が、第4回作業部会での合意案に従って、模擬的案件について明細書等の書類を作成し、利便性及びコストの観点から、共通出願様式の合意案に対する評価・分析が行われました。第5回作業部会 (2007年9月、東京) では、この試行結果を踏まえ合意案が修正されました。

そして、再びユーザー団体代表が参加して、第6回作業部会 (2007年11月、ワシントンDC) が開催され、この会合において、合意案は微修正が加えられて最終合意に至りました。

4. 今回合意された共通出願様式の概要

今回の合意文書は、三極ウェブサイトに掲載されています。また、JPOホームページには、その仮訳が掲載

されています。

【三極ウェブサイト・アドレス】

<http://www.trilateral.net/news/20071130/index.php>

【JPOホームページ・アドレス】

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumikokusai/kokusai3/caf.htm>

合意文書の構成としては、本文として“Basic Principles of the Common Application Format”があり、その付属書 (Annex) として、付属書I “Common Requirements for All Types of Documents” と、付属書II “Comparative Table of Examples for Each Type of the Applications” があります。

“Basic Principles of the Common Application Format”では、共通出願様式の基本原則が定められており、共通出願様式に従った出願は、合意されている様式的要件に関しては、その後の補正なしに、国内／広域出願として三極特許庁のいずれにも受け付けられることが記載されています。また、三極特許庁のそれぞれは、共通出願様式の要件よりも出願人にとって緩やかな要件を規定することができることが記載されています。

付属書Iでは、明細書等の各項目についての要件が定められています。今回合意された共通出願様式は、原則としてPCTの様式に基づいて作成されました。図3には、今回合意された共通出願様式 (基本的な項目) と、現行のPCT様式、そして我が国の現行様式との比較が示されています。

また、付属書II “Comparative Table of Examples for Each Type of the Applications” は、紙又はPDFによる出願や、XMLコンバータによる出願 (次章「5. XMLコンバータを用いた電子出願について」にて詳述) などの各タイプ別の出願における、共通出願様式に沿った記載例が示されています。

図4は、共通出願様式に沿った明細書等の記載例 (詳細) を示しています。図4の記載において、太字、括弧なしで記載されたセクションタイトルは、出願の中に記載しなければならない項目となっています。また、太字、括弧つきで記載されたセクションタイトルは、対応する情報が出願に存在する場合に、出願の中に記載しなければならない項目です。

明細書 発明の名称 技術分野 背景技術 発明の概要 発明が解決しようとする課題 課題を解決するための手段 発明の効果 図面の簡単な説明 図1 発明を実施するための形態 実施例 産業上の利用可能性 符号の説明 受託番号 配列表フリーテキスト 先行技術文献 特許文献 非特許文献	明細書 発明の名称 技術分野 背景技術 発明の開示 図面の簡単な説明 発明を実施するための (最良の) 形態 産業上の利用可能性	【書類名】 明細書 【発明の名称】 【技術分野】 【背景技術】 【発明の開示】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】 【発明を実施するための最良の形態】 【実施例】 【産業上の利用可能性】 【図面の簡単な説明】 【図1】 【符号の説明】 【配列表フリーテキスト】 【配列表】
特許請求の範囲 請求項1	請求の範囲 1.	【書類名】 特許請求の範囲 【請求項1】
要約書	要約書	【書類名】 要約書 【要約】 【選択図】
図面 図1	図面 図1	【書類名】 図面 【図1】
配列表	配列表	【書類名】 配列表

図3 明細書等の出願様式の比較

・太字、括弧なしで記載されたセクションタイトルは、出願の中に記載しなければならない。

・太字、括弧つきで記載されたセクションタイトルは、対応する情報が出願に存在する場合に、出願の中に記載しなければならない。

図4 共通出願様式に沿った明細書等の記載例 (付属書I p. 2, 3, 6, 8の記載から作成)

Description Title of Invention or Title Technical Field or Field 0001 Background Art or Background 0002 Summary of Invention or Summary Technical Problem 0003 Solution to Problem 0004 0005 Advantageous Effects of Invention 0006 (Brief Description of Drawings) 0007 Fig. 1 Fig. 2 Description of Embodiments 0008 Examples 0009 0010 Example 1 0011 Example 2 0012 Industrial Applicability 0013 Reference Signs List 0014 Reference to Deposited Biological Material 0015 (Sequence Listing Free Text) 0016 Citation List Patent Literature 0017 Non Patent Literature 0018 Claims Claim 1 Claim 2 Abstract (Drawings) Fig. 1 Fig. 2 (Sequence Listing)	明細書 発明の名称 技術分野 0001 背景技術 0002 発明の概要 発明が解決しようとする課題 0003 課題を解決するための手段 0004 0005 発明の効果 0006 (図面の簡単な説明) 0007 図1 図2 発明を実施するための形態 0008 実施例 0009 0010 実施例1 0011 実施例2 0012 産業上の利用可能性 0013 符号の説明 0014 受託番号 0015 (配列表フリーテキスト) 0016 先行技術文献 特許文献 0017 非特許文献 0018 特許請求の範囲 請求項1 請求項2 要約書 (図面) 図1 図2 (配列表)
--	--

5. XMLコンバータを用いた電子出願について

さらに、JPOでは、上記合意文書とは別に、XMLコンバータを用いた電子出願に関する文書を作成しました。この文書は上記のJPOホームページに掲載されています。

日本における明細書等では、墨付き括弧【】によるデリミタ (delimiter) が付与されています。これによって、デリミタの中に記載されたものが、特別な情報である（つまり、明細書等における見出しである）ことが機械的に判別できます。なお、明細書の様式を規定する、特許法施行規則様式第29の備考欄には、欄名の前後に「【】及び「】」を用いる場合を除いて、「【】及び「】」を用いてはならないことが記載されています。

JPOでは、2006年において特許・実用新案は97%、PCT国内段階は99%、PCT国際段階は83%（特許行政年次報告書2007年版）という、非常に高い電子出願率を

実現しています。JPOにおける電子出願は、出願人・代理人が作成したHTML形式の文書データ（汎用ワープロソフトで作成可能）をXMLコンバータでXML形式に変換し、その後、出願人・代理人のPCからJPOのサーバに送信するという仕組みになっていますが、このXML変換の際に、XMLコンバータがデリミタの存在を判別することによって、自動変換が可能になっています。

テキストベースのXML形式の出願書類を受け付けることが三極特許庁の長期的目標であるとして、三極共通出願様式作業部会では、電子出願・処理の促進を考慮した、特許出願様式の策定をその目的の一つとしていました。作業部会では、上記のデリミタの扱いについて多くの議論が行われ、その結果、紙出願又はPDF出願において、特定のデリミタが付与されていても各庁に受け付けられることは合意されましたが、（英語出願において）デリミタ文字を決定し、そのデリミタを明

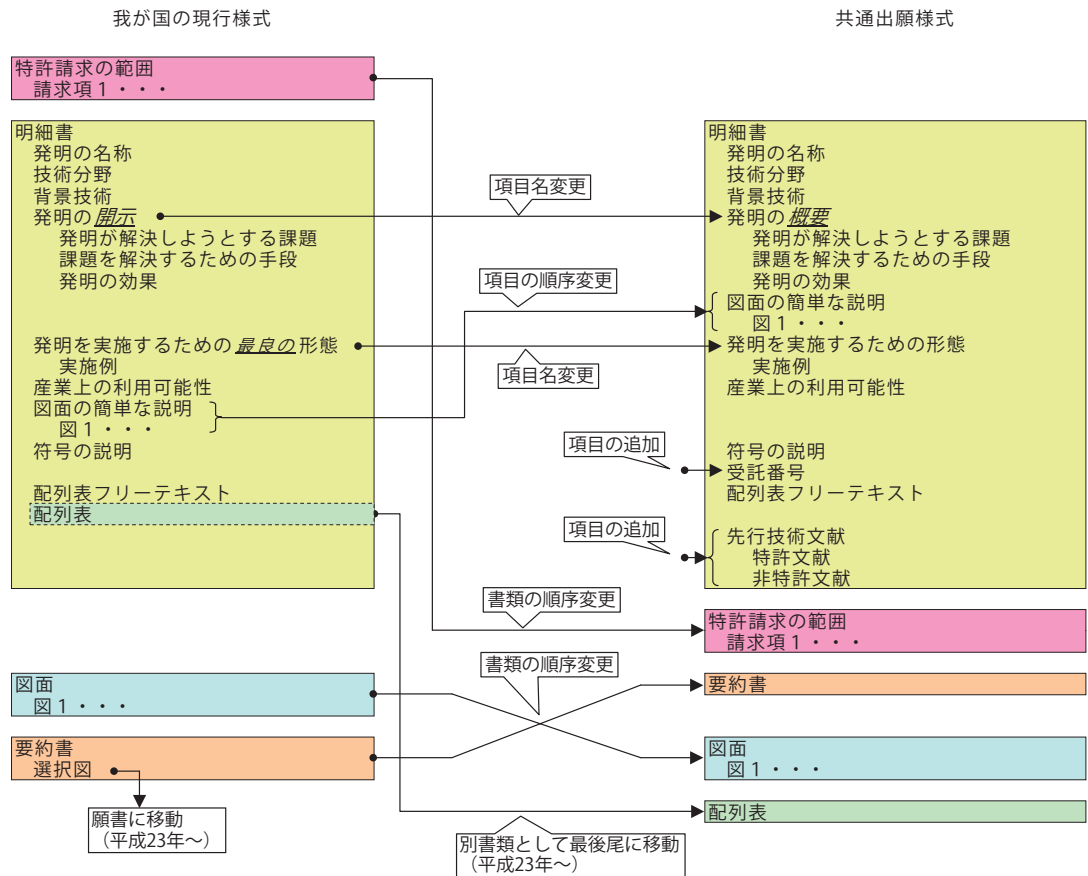


図5 我が国の現行様式からの変更点

細書等に付与することは、共通出願様式の合意事項として含まれませんでした。

しかし、議論の過程において、XMLコンバータを用いた電子出願に関するJPOの知見は評価され、今後、共通出願様式のXML 関連事項について議論する、三極情報技術作業部会において、今回JPOが作成した文書が参考に供されます。

6. 我が国における共通出願様式の導入

共通出願様式と整合させるため、我が国現行様式に必要な変更点は以下のとおりです。図5にその概略図を示しています。

● 項目名

- (1)「発明の開示」を「発明の概要」に変更
- (2)「発明を実施するための最良の形態」を、「発明を実施するための形態」に変更
- (3)「先行技術文献」及びその下位項目として「特許文献」並びに「非特許文献」を明細書中（場所は不問）に記載する項目として追加
- (4)「受託番号」を「符号の説明」の後に追加

● 順序

- (5) 要約書中の下位項目「選択図」を要約書中から願書に移動
- (6) 明細書中の「配列表」を別書類として最後尾に移動
- (7)「図面の簡単な説明」を「発明の概要」の後ろに移動
- (8) 特許請求の範囲を明細書の後ろに移動
- (9) 図面を要約書の後ろに移動

JPOでは、上記（5）、（6）を除き、平成21年に共通出願様式への移行を予定しています。また、上記（5）、（6）を含めた完全移行は、平成23年を予定しています。現在、その移行に向けた検討を進めているところです。

7. おわりに

今回の最終合意は、前任の齋藤健児さんをはじめ、多くの方々のご尽力があってこそ得られた成果であると思います。まず、この共通出願様式プロジェクトのリード庁はJPOが務めました。さらに、三極特許庁の会

合に三極ユーザー団体代表が参加して議論が行われることは、三極会合では初の試みでした。

皆様のいろいろな苦勞の甲斐あってなし得た今回の合意に際して、EPO、USPTO及び三極ユーザー団体からは、JPOの努力に対し謝意が寄せられており、JPOのプレゼンスはさらに高まったものと思います。会合でその言葉を聞いたときは、今までの苦勞が報われた思いでした。

共通出願様式の最終合意が行われた、2007年11月の三極特許庁会合は、ちょうど、25周年（四半世紀）のアニバーサリーでしたが、今後、三極特許庁の取組はますます重要性を増してくるのではないかと思います。今回の出願様式の合意は、次の25年に向けた最初の一步といえるのかもしれませんが。

今回、この共通出願様式について関わることができ、非常に貴重な経験をさせていただきました。引き続き、微力ながら努力して参りたいと存じますので、皆様のご理解とご協力、よろしくお願いいたします。

profile

永田 和彦 (ながた かずひこ)

平成13年4月 特許庁入庁（特許審査第二部生活機器）

平成19年4月より現職（併任）